

山梨県公報

第千三百五十二号

平成十五年

一月二十七日

月 曜 日

目次

告示

道路の区域変更	二九
道路の供用開始(二件)	二九
字の区域変更	二九
公安委員会	三〇
指定講習機関の代表者の氏名の変更	三〇

告示

山梨県告示第二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年二月十七日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年一月二十七日

- 山梨県知事 天 野 建
- 道路の種類 県道
 - 路線名 南アルプス公園線
 - 道路の区域

区 間	旧 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南巨摩郡早川町大字奈良田字居平三二番の二地先から 南巨摩郡早川町大字奈良田字下ノ草里九〇二番地先まで	八・八〇 七五・〇	四八八・四
	新 八・八〇 六一・〇	四八八・四

山梨県告示第三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年二月十七日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年一月二十七日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町大字奈良田字居平三二一番の二地先から 南巨摩郡早川町大字奈良田字下ノ草里九〇二番地先まで	四八七・一	平成十五年 三月一日

山梨県告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年二月十七日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年一月二十七日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四尾連湖公園線	西八代都市川大門町大字山家字 辻四七四五番の二地先から 西八代都市川大門町大字山家字 青木五二二番の四地先まで	四二六・〇	平成十五年 一月二十七日

山梨県告示第三十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、勝沼町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十五年一月二十七日

山梨県知事 天野 建

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字菱山字地藏堂二五八二の一部、二五八三の一から二五八三の三までの各一部、二五八四の二、二五八四の三、二六〇五の二の一部、二六〇五の三の一部、二六〇六の四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	大字菱山字清水
大字菱山字清水二四六五の一部及びこの区域に隣接する道路等である国有地の一部 大字菱山字早稲田二五八一の二及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	大字菱山字地藏堂

公安委員会

山梨県公安委員会告示第六号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、株式会社大月自動車学校から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年一月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

- 一 変更後の代表者の氏名 小林 昭義
- 二 変更年月日 平成十四年十月十日